

4月9日知事・道議会議員選挙 / 4月23日町長・町議会議員選挙

各戸配布

第20回地方統一選挙が近づいてきました。知事・道議会議員選挙は4月9日、町長・町議会議員選挙は4月23日に行われます。知事・道議、町長・町議と続くこの選挙は地域の将来を決める重要なものです。私たちの意思を地域行政に反映させるためにも、当日は棄権することなく、自分でよく考え、責任ある一票を投票しましょう

期日前投票・不在者投票など

投票日当日 ①職務や業務、冠婚葬祭等で予定がある人
②レジャーや買い物等の私用で投票区内にいない人
③病気や出産等で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

- 期日前投票のできる場所と期間は次のとおりです。

	期日前投票所の場所	期間	投票できる時間
知事・道議	苫前町役場 小会議室	3月24日(金)から (道議は4月1日から) 4月8日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
	苫前町公民館 研修室	4月4日(火)から 4月7日(金)まで	午前10時から午後7時まで
	上平ふれあいセンター	4月8日(土)	午前9時から午後7時まで 午前9時から午前10時まで
町長・町議	苫前町役場 小会議室	4月19日(水)から 4月22日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
	苫前町公民館 研修室	4月19日(水)から 4月21日(金)まで	午前10時から午後7時まで
	上平ふれあいセンター	4月22日(土)	午前9時から午後7時まで 午前9時から午前10時まで

知事選・道議選で告示日が異なるため、3月24日から3月31日までは知事選のみ投票でき、4月1日以降は知事選・道議選ともに一度で投票できます。

- 本町以外の選挙人名簿に登録されている方や本町の選挙人名簿に登録されていても期日前投票所に来られない方などは、従来と同様に不在者投票を行うことができます。
・苫前町で不在者投票のできる場所は、苫前町役場 1階小会議室(午前8時30分～午後8時)です。
・他の市区町村における不在者投票の場所は、それぞれの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 一定の身体の障害を有する方や「要介護5」の認定を受けている方は、自宅で郵便により投票を行うことができる制度(郵便等投票制度)があります。(障害の程度や要件など、詳しくは選挙管理委員会までお尋ねください。)

入場券を忘れずに 入場券の配達は告示日の翌日以降となる場合があります。

投票所の入場券は、告示日(知事・道議は3月23日、町長・町議は4月18日)以降有権者全員に郵送されますので(告示日現在で転出されている方を除く。)投票する日に持参し、受付に提出してください。なお、入場券が届く前や、忘れたり紛失した場合も投票はできますが、投票に時間がかかりますので、お手元にある場合は忘れずにご持参ください。

また、期日前投票を行う場合は、入場券の裏面が宣誓書となっておりますので、氏名等をあらかじめ記入(今回から理由の選択は不要です)しておくことスムーズに投票できます。

投票所での投票方法など

投票できる人

選挙の種類	告示日	選挙人名簿に登録される条件
知事	3月23日	平成17年4月10日までに生まれた方 令和4年12月22日までに転入届をした方
道議会議員	3月31日	平成17年4月10日までに生まれた方 令和4年12月30日までに転入届をした方
町長・町議	4月18日	平成17年4月24日までに生まれた方 令和5年1月17日までに転入届をした方

苫前町の選挙人名簿に登録される要件、住所を移動した方の投票の詳細は、うら面をご覧ください。
※ 苫前町外へ転出後4か月を経過している方及び町長・町議は登録前に苫前町外に転出された方を除きます。

投票はそれぞれ2回に分けて行われます

各選挙では、2つの選挙に分けて投票することになります。投票所では係員の説明により誤りのないように注意して投票してください。

4月9日は、最初に「知事選挙」の投票用紙(クリーム色に黒字)が交付され、投票を行います。

次に「道議選挙」の投票用紙(ピンク色に黒字)が交付され、投票することとなります。

4月23日は、最初に「町長選挙」の投票用紙(白色に黒字)が交付され、投票を行います。

次に「町議選挙」の投票用紙(うぐいす色に黒字)が交付され、投票することとなります。

代理投票の方法もあります

身体の故障などで字の書けない人は、そのことを受付で申し出て下されば、職員が代わりに書いて投票することができます。投票の秘密は絶対に守られますので、安心して申し出てください。

投票所・投票時間 各投票所により閉じる時刻が異なりますのでご注意ください。

投票区 /投票所	第1投票区/苫前町役場 (苫前・栄浜・旭・豊浦・興津・昭和・上平)	第3投票区/力昼生活館 (力昼)
		第2投票区/苫前町公民館 (古丹別・長島・香川・九重・三溪・岩見・東川・小川)
時間	午前7時00分から 午後7時00分まで	午前7時00分から 午後5時00分まで

※今回から第3投票区(力昼)の閉じる時刻は午後5時です。お間違えのないようご注意ください。

開票は

投票日の午後8時から苫前地区コミュニティセンターで行います。参観人は、会場の都合上、知事・道議、町長・町議、ともに15名までとしています。参観を希望する方は、午後7時までに開票所にお越しください。

令和5年3月 苫前町選挙管理委員会 (電話 0164-64-2211)

《うら面もご覧ください》

あなたの投票はどこで？

4月9日 北海道知事選挙・北海道議会議員選挙

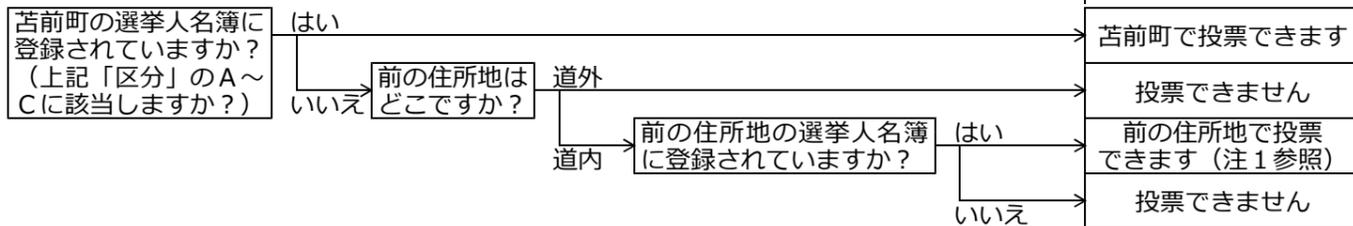
1 苫前町の選挙人名簿の登録

すでに苫前町の選挙人名簿に登録されている方及び令和5年4月9日の投票日まで新たに登録される方は、次の表のとおりです。
表の「区分」のA～Cのいずれかに該当し、住所の異動をしない方は、苫前町内で投票できます。

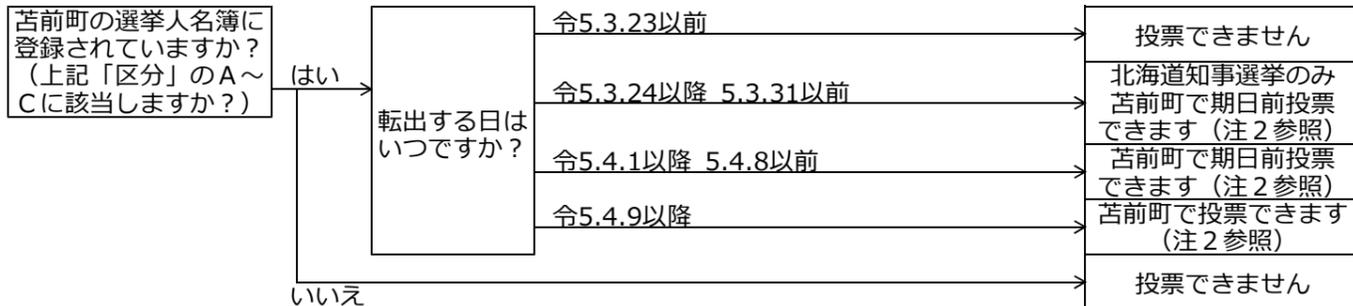
苫前町の選挙人名簿への登録要件	区分
平成17年 3月 1日までに生まれた方で、 令和4年12月 1日までに転入などで苫前町に住民票が作成され、 引き続き令和5年 3月 1日現在苫前町に住民票のある方	A すでに選挙人名簿に登録されています
平成17年 4月10日までに生まれた方で、 令和4年12月22日までに転入などで苫前町に住民票が作成され、 引き続き令和5年 3月22日現在苫前町に住民票のある方	B 令和5年 3月22日に 新たに選挙人名簿に登録されます
令和4年12月23日から 12月30日までに苫前町に転入届をし、 引き続き令和5年 3月30日現在苫前町に住民票のある方	C 令和5年 3月30日に 新たに選挙人名簿に登録されます

2 住所異動した方の投票

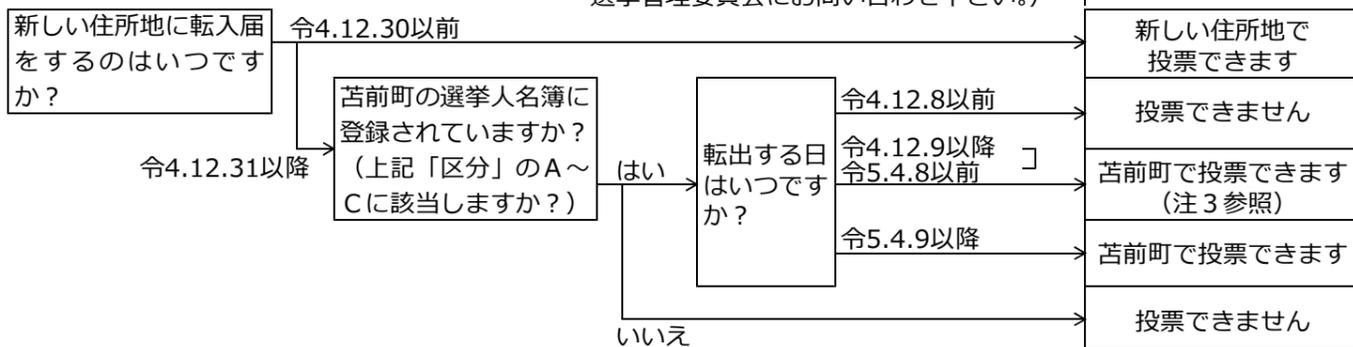
苫前町外から転入した方



北海道外の他市区町村に転出した方



北海道内の他市区町村に転出した方（特殊な場合もありますので、詳しくは、転出先の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。）



- (注1) 市区町村が発行する、「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」が必要です。証明書は、住所地以外の市区町村でも発行してもらえます。なお、北海道議会議員選挙は、前の住所地の候補者に投票することになります。
- (注2) 転出する前に期日前投票又は選挙期日の投票を行うことが必要です。転出した後には、投票できません。
- (注3) 市区町村が発行する、「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」が必要です。証明書は、住所地以外の市区町村でも発行してもらえます。なお、転出届をしたときにその場で期日前投票をする場合は、上記の証明書の代わりに転出証明書を提示してください。

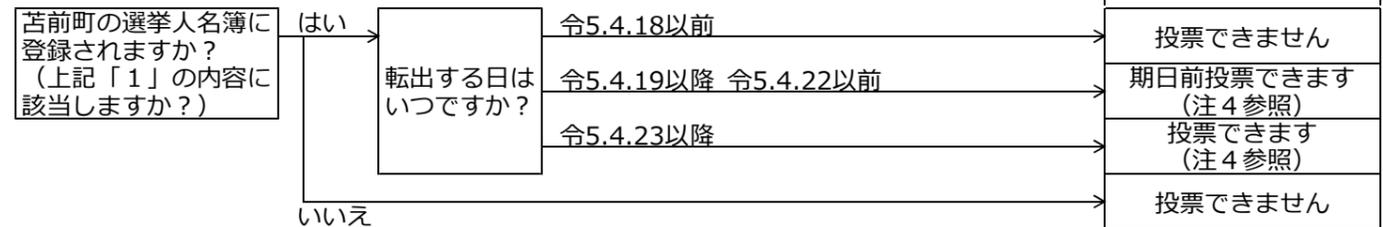
4月23日 苫前町長選挙・苫前町議会議員選挙

1 苫前町の選挙人名簿の登録

左の表の「区分」のA～Cのいずれかに該当する方に加え、令和5年4月23日の投票日まで新たに登録される方は、
(1) 平成17年4月24日までに生まれた方で、
(2) 令和4年12月31日から令和5年1月17日までに苫前町に転入届をし、
引き続き令和5年4月17日現在苫前町に住民票のある方
です。左の表の「区分」のA～Cのいずれかに該当するか、上記(1)及び(2)に該当し、住所の異動をしない方は、今回の苫前町長選挙及び苫前町議会議員選挙に投票できます。

2 住所異動した方の投票

他市町村に転出した方

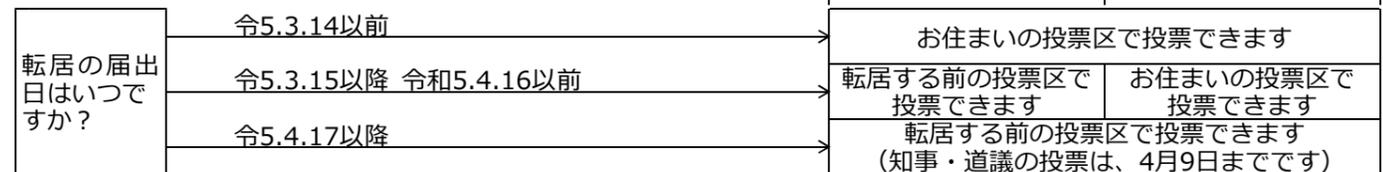


(注4) 転出する前に期日前投票又は選挙期日の投票を行うことが必要です。転出した後には、投票できません。

◎ あなたの投票は、どこの投票所で？

町内で転居をした場合、その時期によって、投票所（投票区）が変わることがあります。

苫前町内で転居した方



※ 期日前投票をする場合は、転居の時期にかかわらず、どちらの期日前投票所も利用できます。（表面をご覧ください。）



令和5年2月

苫前町選挙管理委員会 TEL(0164)64-2211

【不明な点がありましたらお問い合わせ下さい。】

《 表面 も ご 覧 下 さ い 》

町議会議員の定数は8名となります。
町長及び町議会議員の立候補届受付は、4月18日（火）の1日間です。なお、3月27日（月）午後1時30分から立候補予定者事前説明会の開催を予定していますので、出席希望者は、あらかじめ電話等により選挙管理委員会事務局に申し込んでください。
また、公営ポスター掲示場については、22箇所を設ける予定です。